

福岡県要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 要保護児童（児童福祉法（法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第19項に規定する保護延長者を含む。以下同じ。）の適切な保護又は要保護児童及び要支援児童等（法第6条の3第5項に規定する要支援児童等をいう。以下同じ。）への適切な支援を図ることを目的として、法第25条の2第1項に基づき、福岡県要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童及び要支援児童等（以下「要保護児童等」という。）の対策に係る関係機関の相互の連携に関すること。
- (2) 要保護児童等対策の普及・啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 要保護児童等対策に関する重篤な事例の検証を行うこと。
- (4) その他、要保護児童等に対する支援に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は別表1に掲げる関係機関等により構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。
- 4 協議会の委員及び委員であったものは正当な理由がなく協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は必要があると認めるとき委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第6条 知事は、法第25条の2第4項の規定により、福岡県福祉労働部こども福祉課を要保護児童対策調整機関として指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第7条 法第25条の2第5項の規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会において別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、福岡県児童虐待防止中央連絡会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、改正後の福岡県要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定は、令和7年度の協議会から適用する。

別表 1

福岡県医師会
福岡県歯科医師会
福岡県看護協会
福岡県私学協会
福岡県私立幼稚園振興協会
福岡県P T A連合会
福岡県児童養護施設協議会
福岡県保育協会
福岡県民生児童委員協議会
福岡県里親会
福岡県弁護士会
福岡法務局
福岡県市長会
福岡県町村長会
福岡県福祉労働部
福岡県警察本部生活安全部少年課
福岡県教育庁教育振興部義務教育課
福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課
福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課
福岡県福祉労働部こども未来課
福岡県福祉労働部子育て支援課
福岡県福祉労働部障がい福祉課
福岡県保健福祉環境事務所長会
福岡県女性相談支援センター
北九州市子ども総合センター
福岡市こども総合相談センター
福岡県福岡児童相談所
福岡県久留米児童相談所
福岡県田川児童相談所
福岡県大牟田児童相談所
福岡県宗像児童相談所
福岡県京築児童相談所
福岡県福祉労働部こども福祉課（調整機関）